

物価高騰対策支援金（障害福祉サービス） 支給要綱

（趣旨）

第1条 滋賀県知事（以下「知事」という。）は、食材料費・光熱費の負担が増加していることを踏まえ、公定価格でサービスを提供する障害者支援施設および障害児入所施設等を運営する事業者（以下「事業者」という。）に対して物価高騰対策支援金（障害福祉サービス）（以下「支援金」という。）を支給するものとし、その支給については、この要綱の定めるところによる。

（支給の対象）

第2条 支援金の支給対象となる事業者は、令和8年4月1日時点において障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第6項に規定する療養介護もしくは同条第10項に規定する施設入所支援を行い、または児童福祉法（昭和22年法律第164号）第42条第1号に規定する福祉型障害児入所施設もしくは同条第2号に規定する医療型障害児入所施設を設置し、もしくは同法第7条第2項に規定する指定発達医療機関の指定を受けている者とする。

（支援金の支給額）

第3条 支援金の支給額は、事業者が運営する事業所ごとに、次の各号に掲げる額のうちいずれか少ない額に2分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を、合算して得た額とする。

- (1) 当該事業所の令和8年4月1日時点における1日の利用者数に、令和8年4月1日から令和9年3月31日までのサービス提供日数を乗じて得た数に157円を乗じて得た額
- (2) 当該事業所の令和8年4月1日時点における定員に365を乗じて得た数に157円を乗じて得た額

（支援金の申請）

第4条 支援金の支給を受けようとする事業者は、物価高騰対策支援金支給申請書兼請求書（様式第1号）（以下「申請書」という。）に申請事業所一覧表（様式第2号-1）と口座振替依頼書（様式第2号-2）を添えて提出するものとする。

（申請の期限）

第5条 支援金の申請期限は、令和8年8月27日とする。

（支援金の支給）

第6条 知事は、事業者から申請があった場合は、その内容を審査し適当と認めたと

きは、支援金を支給し、その内容を事業者に通知する。

（支援金に関する周知等）

第7条 知事は、支援金の支給にあたり、対象事業者の要件、申請の方法、申請受付開始日その他の事業の概要について、メールその他の方法により事業者への周知を行う。

（申請が行われなかった場合等の取扱い）

第8条 知事が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、事業者から第5条に定める申請の期限までに第4条の規定による申請が行われなかった場合は、対象事業者が支援金の申請権を放棄したものとみなす。

2 知事が第6条の規定による支給の決定を行った後、申請書の不備による振込不能等があり、滋賀県が確認等に努めたにもかかわらず申請書の補正が行われず、対象事業者の責に帰すべき事由により支給ができなかったときは、当該申請が取り下げられたものとみなす。

（不当利得の返還）

第9条 知事は、支援金の支給を受けた後に対象事業者の要件に該当しないことが明らかとなった事業者または偽りその他不正の手段により支援金の支給を受けた事業者に対して、支給を行った支援金の返還を求める。

（受給権の譲渡または担保の禁止）

第10条 支援金の支給を受ける権利は、譲り渡し、または担保に供してはならない。

（その他）

第11条 この要綱の実施のために必要な事項は、知事が別に定める。

付 則

この要綱は、令和8年8月6日から施行し、令和8年4月1日から適用する。